

令和3年12月13日（月曜日）

不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会

議会会議室

出席議員

三和 衛、竹尾浩司、常盤真功、白井義一、西本眞造、杉本博昭、井川一善、竹中隆一、金内義和、妻鹿幸二、谷川真由美、大西陽介、伊藤大典

開会

9時57分

協議事項

- ・最終報告書の草案について
- ・姫路市に松岡廣幸議員に対する刑事告発を求める決議（案）について
- ・貴委員会が姫路市に対して行おうとする「告発要請」に関する意見書

協議

9時57分

（委員長）

サンテレビ及び朝日放送から本委員会の撮影許可を求める申出を受けているが、撮影を許可してもよいのか。

（委員）

異議なし。

（委員長）

テレビ撮影を許可することとする。

また、本日、私宛てに松岡議員から「貴委員会が姫路市に対して行おうとする「告発要請」に関する意見書」が届いた。本日の追加資料として配付したい。事務局。

[資料配付]

（傍聴人から不規則発言あり）

（委員長）

少し時間を取るなので内容を確認されたい。

（傍聴人から不規則発言あり）

（委員長）

傍聴人に発言は認めていない。静粛にされたい。

（委員長）

当該意見書に対してであるが、草案の最後に「松岡議員に対する刑事告発」という項目があるので、そこで協議したいと思うが、どうか。

（委員）

異議なし。

（委員長）

草案はボリュームがあるため大項目ごとに協議を行うこととしたい。

まず、「1 調査経緯」についてであるが、加筆修正すべき意見があれば発言されたい。

（委員）

（意見なし）

（委員長）

「2 百条調査権の調査対象外の所管事項」についてはどうか。

（委員）

（意見なし）

（委員長）

「3 百条調査権の対象となった所管事項」についてはどうか。

（委員）

（意見なし）

（委員長）

「4 松岡議員の行為における法令への抵触」についてはどうか。

（委員）

（意見なし）

（委員長）

次に「5 本委員会の提言」についてであるが、この項目内容である「1 松岡議員に対する処遇」及び「2 執行部に対する提言」についての3点は、前回の委員会で決定している。

また、法的助言者である赤松弁護士からは、「内容的には不備はないと考える。」との助言をいただいている。

まず、「1 松岡議員に対する処遇」についてはどうか。

（委員）

（意見なし）

（委員長）

「2 執行部に対する提言」についてのうち、「ア 職員倫理条例等法令の遵守の徹底と運用改善」についてはどうか。

(委員)

(意見なし)

(委員長)

続いて、「イ 公平・公正な事務及び予算執行の徹底」についてはどうか。

(委員)

(意見なし)

(委員長)

「ウ 松岡議員に対する刑事告発」についてであるが、別紙の決議案とも連動する。既に委員から提言を受けており、正副委員長で検討した結果、修正を行った。まずは、修正した決議案及び最終報告書の該当ページ部分を配付する。事務局。

[資料配付]

(委員長)

事務局に修正箇所について説明させ、決議案を朗読させる。事務局。

[事務局から修正箇所について説明。その後、決議案を朗読。]

(委員長)

修正案等に意見があれば、発言されたい。

(委員)

決議案では、「議会には法人格がなく、告発権を有しない。」とあり、赤松弁護士の意見からもそうであったが、松岡議員の意見書は、それを否定している。その辺りの解釈はどうか。

(委員)

公の見解として、その解釈については行政実例がある。コピーでよいので、提供されたい。

[資料を配付]

(委員)

この資料はどの書籍からの抜粋か。

(事務局)

「議員・職員のための議会運営の実際」9巻からである。

(委員長)

決議案等で意見はないか。

(委員)

(意見なし)

(委員長)

追加資料として配付した松岡議員からの意見書に関してはどうか。

(委員)

播磨時報で「一方、松岡議員は、「これら不当要求認定は、当初、通常要望で処理していたものを、特別委の政治的圧力に屈して事実をねじ曲げた違法行為だ」として、9月24日付で市を相手に国家賠償請求訴訟を起こしている。」と掲載されていた。

松岡議員からの訴訟は受理されているが、市の判断が違法となった場合、本委員会はどうなるのか。

赤松弁護士から誣告罪という刑法規定があるため、慎重に議論を進めてほしいとの提言があったことも頭に残っている。

誣告罪や虚偽告訴等罪は、刑事捜査や懲戒捜査の対象とすることを目的とするものだ。つまり、訴えを起こさなくても、ある人間を陥れようとしただけで罪となる。その点についても、本委員会はどうのような立場となるのか確認すべきでないのか。

(委員)

発言の主旨が分からない。

(委員)

誣告罪で訴えられる可能性を以前から指摘している。問題ないという考えでよいのか。

(委員)

松岡議員は市を提訴しており、私個人から言えば、いかななものかと思うが、それは本人の権利であり、制止することはできないし、どう行動するかは予測がつかないと思う。

ただし、議会は告発できると記載している点については、我々は行政実例から判断をしたが、同議員は、どのような法的見地、立場から主張しているのか疑問だ。

また、同議員からの意見書には、「よく分からな

いが、取り敢えず告発しておいて、後は捜査機関に任せておこう。」という程度での認識で告発を行うことは、虚偽告訴罪に該当する恐れがある。」と記載がある。1年以上かけて我々が真剣に審議してきたことを勝手な推測で、虚偽告訴罪と記載するのは、ある意味恫喝だ。

議会の意思決定に対して、同じ議員として、このような恫喝とも取れるような意見書を、委員会当日の朝に提出してくること自体、政治家として正しい振る舞いなのかどうか疑念を抱く。

同議員が議会の審議に対して、不満があるならば、前回の辞職勧告決議に対して、なぜ名誉棄損であると訴えないのか。前回の辞職勧告決議に対して、辞職していないが異議も表明していない。

最後に「執行部が告発をなさるようでしたら、私は自分の身を守るために法的な手段を講じる覚悟であります。」とある。同議員がどのような法的な措置を取ろうと、それは本人の権利であって行使したらよいと思う。

(委員)

現在、市を提訴している事実があり、法廷で違法であると認定された場合を想定して発言した。我々もどうなるか分からないと思う。

(委員長)

誣告罪についてであるが、本委員会は、松岡議員をおとしめる目的で設置されたわけではない。

事業の真相を究明するため、当局から提出された資料を基に何度も議論を重ねてきた。

(委員)

法廷の判断は分からないので、気になる。

(委員)

誣告罪も含めて虚偽告発罪は、告訴、告発の権利の濫用をして、相手の名誉を著しく傷つける目的で行った場合だ。

本委員会は、松岡議員が所属していた会派の議員や非交渉会派の議員も委員となり、1年以上もかけて議論した。その結果、このような形となったわけである。

我々が松岡議員をおとしめるために委員会での審査を行っているなどと証明はできないし、そんなことはあり得ない。

(委員長)

最終報告に向けて、細かな文言修正があるかもしれないが、その辺りは正副委員長に一任していただきたいと思うが、どうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

最終報告書を基にした委員長の口頭報告であるが、中間報告で既に報告した内容は割愛し、その他の部分で作成したいと思うが、どうか。

(委員)

それでもかなりの分量となると思うが、どうか。

(事務局)

あくまで目安であるが中間報告と同程度の分量となる見込みである。

(委員長)

文面も含めて正副委員長に一任でよいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

令和3年第4回定例会の閉会日に、私から口頭報告を行うこととする。また、本委員会は、その口頭報告をもって調査を終了したいと思うが、どうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

再確認となるが、「姫路市に松岡廣幸議員に対する刑事告発を求める決議」について、急遽松岡議員からの意見書の提出があったが、前回の委員会で、全会一致で提出することが決定している。

本委員会の全委員を提出者として、閉会日に私から提案理由説明を行いたいと思うが、どうか。

(委員)

異議なし。

正副委員長退任あいさつ

10時45分

閉会

10時45分